

○けん銃110番報奨制度の実施について

(平成20年4月23日島組甲第290号関係所属長あて県警察本部長例規通達)

昨今の銃器犯罪に関する情報収集が困難になっている状況にかんがみ、広く一般に銃器犯罪に関する情報提供を促すことを目的として、平成20年5月1日から、下記のとおり「けん銃110番報奨制度」を実施することとしたので、本制度の適正かつ効果的な運用に努められたい。

記

第1 概要

けん銃110番報奨制度は、全国共通フリーダイヤルにより、情報提供者の発信地を管轄する警察がけん銃その他の銃器等に関する情報（以下「けん銃情報」という。）を受け付け、事件の検挙に欠かせない有力な情報を提供した通報者に対し、実名、匿名を問わず、個別の事案に応じて報奨金を支払う制度である。

第2 設置する電話番号

全国共通フリーダイヤル0120-10-3774（以下「けん銃110番」という。）

第3 設置場所

島根県警察本部刑事部組織犯罪対策課及び総合指揮室

第4 運用体制

1 通報受付体制

通報の受付については、24時間体制とする。

2 運用責任者

刑事部組織犯罪対策課長を運用責任者とする。

3 通報受付者

執務時間中は刑事部組織犯罪対策課において同課員が、執務時間外は総合指揮室において刑事部当直員が通報を受け付ける。

第5 運用要領

1 通報がけん銃情報の提供を目的としない場合

通報がけん銃情報の提供を目的としない場合は、けん銃110番がけん銃情報を受け付けるためのものであることを通報者に説明し、けん銃110番による通報としての受付は行わないこととするとともに、当該通報の内容につき捜査その他必要な措置を講ずることが適当と認められるときは、その措置を講ずるべき所属へ引き継ぐこと。

2 通報がけん銃情報の提供を目的とする場合

(1) 支払除外事由等の説明

通報者に対して報奨金が支払われない場合その他必要な事項を確実に説明すること。

(2) 通報内容の聴取

通報がけん銃その他の銃器等の押収及び被疑者の検挙に欠かせない情報を内容とするもの（以下「対象通報」という。）である可能性がある場合は、情報の確度についての適切な判断がなされるよう情報の入手経過、通報理由その他必要な事項に

ついて十分に聴取すること。

(3) 報奨金の受取意思と連絡手段の確認

対象通報をした者（以下「対象通報者」という。）に対しては、報奨金を支払うことができる場合における報奨金を受け取る意思の有無を確認し、対象通報者がこれを有する場合には、報奨金を支払おうとするときに改めて警察から連絡する旨を説明するとともに、必要な連絡手段等を確認すること。

3 通報者が匿名を希望した場合

対象通報者が匿名とすることを希望した場合においては、その氏名、住所等の確認に代え、情報の選別番号及び通報者固有の暗証番号を提示すること。また、対象通報者が連絡先を示さない場合は、6か月以内に別に指示するところにより選別番号及び暗証番号を告げて自ら警察に対して連絡を行わなければならない、これに反した場合には報奨金が支払われない旨を説明すること。

4 通報者との紛議の防止

通報者との電話その他の接触に際しては、報奨金の支払について紛議が生じないように十分に留意すること。

第6 通報の記録と管理

運用責任者は、通報記録簿（様式第1号）及び通報処理票（様式第2号）を備え付け、通報の受付及び処理状況等を適切に把握するとともに、経過記録票（様式第3号）により通報者からの再連絡、捜査協力、事件検挙、報奨金支払等の経過を記録して管理すること。

様式〔略〕